

ドッジボール日本代表に関するガイドライン

一般財団法人日本ドッジボール協会

1、【目的】

日本ドッジボールの発展・強化のため、選手を全国各地域で選抜し、優秀な選手の発掘・育成、及び全国の選手・指導者の交流、レベルアップを図ること、また、普及・振興のため、全国の選手の目標・象徴となり、様々な広報活動を通じ、プロモーションを図ることの目的を達成するため、本ガイドラインを定める。

2、【概要】

ドッジボールの発展・強化、また、普及・振興のための象徴となる選手を養成することを目的し、日本国内におけるドッジボール選手として優秀な技術と人格を有する者を選抜する。

3、【日本代表選考委員会】

理事会が必要と認めた場合、日本代表選考委員会設置する。委員会は、理事長の他、理事会の指名した指導者及び若干名の見識者で構成されるものとする。なお、編成目的、カテゴリー、人数、期間等の、選考方法については、適宜、募集時に定めることとする。また、選出された選手については日本代表候補と呼称し、国際公式試合への出場については、編成選手団を日本代表候補から選出し、日本代表と呼称とする。

4、【指導者】

指導者は、理事会による審議を経て指名する。任期は指名時に定めた任期とする。但し、再任は妨げない。

5、【日本代表候補】

日本代表候補は、選考方法に従い、選考委員会の選考結果を理事会に諮り決定するものとする。

大会要項等に従い、日本代表候補の中から日本代表として大会等へ参加する。

6、【活動】

日本代表及び日本代表候補の活動は、大会、試合への出場のほか、普及・振興のため、各種イベント・プロモーション等の広報活動を行う。

7、【肖像権】

日本代表及び日本代表候補の肖像権は、日本協会に帰属し、普及・振興のため、各種新聞・テレビ等の媒体のほか、ホームページ等に使用する。

8、【資格の取り消し・剥奪】

指名された指導者及び日本代表候補は、法の順守を怠った場合、ふさわしくない言動を行った場合、またはそれに類する不当行為を行った場合においては、理事会の審議を経て、資格を取り消し・剥奪する。

9、【異議申し立て】

本ガイドラインの他、選考または資格の取り消し・剥奪について異議がある場合は、当該事案の結果を公表した日から起算し5日間以内であれば日本協会に書面にて異議申し立てを行うことができる。書面の形式は自由とするが、異議の具体的内容とその意義申し立ての根拠、主張をする意見とその根拠が直筆で記載されていることを最低条件とする。方法は郵送とし、消印が押された日を異議申し立ての意思表示を行った日とする。

10、【費用負担】

国内における登録選手数、協力・協賛企業の有無等により、遠征にかかる費用(交通費・滞在費・参加料・被服費等)の一部を日本協会の求めにより活動参加者が負担をすることとする。